

大府市議会

無所属クラブ 議会レポート

2024  
SPRING

春 pt.2

# YOUR VOICE

あなたの声が、まちを動かす力になる。

党籍なし完全無所属

大府市議会議員 宮下しんご



## 【令和6年度一般会計予算】中長期的視野に立脚した行財政運営のたゆまぬ希求を

### 1. 職員採用

#### 賛成討論

すべてが新規、拡充、重点的事業となっている。人口減少による人材難への正しい危機意識の裏返しと理解し、高く評価。働き方改革推進と合わせ、職員にとって、“いつまでも働き続けたい職場”であるためのたゆまぬ努力がまた、さらに優秀な人材を引き寄せる好循環となっていくことを期待。

### 2. ふれあいバス

今の目に見えるニーズだけでなく、運賃無料であってもなお使うことがなかった市民の方々の中に眠る潜在ニーズ、まちの姿が変化していく過程で生まれ得る新たなニーズの予測も踏まえながら、さらなる使いやすさの模索にどう取り組んでいくか。「大府市地域公共交通計画」の後継計画策定に向けた推移と合わせ、引き続き注視する。

### 3. 多様な学び

フリースクール授業料の半額補助や、第二教育支援センターを併設する健康交流拠点施設整備設計委託など、レインボープランに基づく長期欠席者支援がソフト、ハード両面で新たな一歩を踏み出すこととなるが、同じく

新規事業として、長期欠席への理解の促進を図る講演会が、教員だけでなく地域や保護者を対象とする形で実施されることも、多様な学びのあり方への理解を地域社会全体に広げていく意味で、極めて意義深いものであり、大いに賛同する。

### 4. 子ども・子育て施策の基本姿勢

法あるいは行政計画の「子ども」の位置づけが様々ある中、「こどもまんなか」のまちを真に実現していくうえで重要なのは、一人ひとりの子どもが個人としての権利を有する権利主体であること、そして、社会を構成する一員として意見表明権をどう守るかである。意見を聞き、尊重する姿勢を、子どもたちと関わる関係者だけでなく、すべての大人が理解し、実践できる。本市がそのようなまちになってこそ、「こどもまんなか」の真の意味での実現と言える。

### 5. 子ども・子育て施策の財源確保

本会議での質疑に対する答弁で、「おおぶこども輝く未来応援八策」のメインの財源として、子ども・子育て応援基金の重要性についても言及があった。子育ての社会化の方向性と、

その意義には賛同する一方、子ども・子育てを応援する取組の財源をどう確保し、どのような名目で何にいくら使ったのか、基金の出し入れを通じて適切に記録されることは、多様な市民の納税によって支えられている財政の説明責任と、持続可能性を担保する条件整備の両面で非常に重要。

### ＝令和6年度に向けた総括＝

大災害や感染症禍、海外動向を含む社会の急変等による様々な危機から、いつ何時であっても市民の暮らしを守れるよう、引き続き備えておくためには、適切な中長期的視野に立脚した行財政運営へのたゆまぬ努力と高い情報感度、先を見通す優れた経営感覚への希求が今後も欠かせない。

NOTICE

無所属クラブ

宮下しんご × いいお祐介

タウンミーティング

(※事前申込は不要です)

5/11 (Sat) 15:30～

Allobu おおぶ文化交流の社  
2F 会議室 2・3



YOUR VOICE  
SPECIAL

特集

一般質問の“その後”

一般質問(令和5年6月定例会)での提言が実現!

# マンション管理 適正化推進条例

これからのまちづくりに<sup>ワケ</sup>必要な理由

©photoAC

## ◆マンション管理の“適正化”とは？

マンションの維持・管理の適正化、また、マンション再生の円滑化を目的とする「マンションの管理の適正化の推進に関する法律」が令和2年に改正されました(令和4年4月施行)。マンションの管理については、**建造物の高経年化だけでなく、区分所有者の高齢化、非居住化による管理組合の役員の担い手不足、さらに合意形成の困難さ等の問題点がすでに指摘されており、これらが同法改正の背景にあります。**

また、改正法は、マンション管理の適正化推進の施策を市、町村については都道府県が行うこととしており、「マンション管理計画」が一定の基準を満たしているマンションを自治体が認定する「マンション管理計画認定制度」も、施行と同時にスタートしま

した。民間のマンション管理業協会が行う「マンション管理適正評価制度」との“ダブル認証”により、マンションの管理水準の底上げに加え、物件購入時の客観的な判断材料となることで、**資産価値向上にも資することが期待されています。**

## ◆より高い施策の実効性確保のため、条例の制定を一般質問で提言

自治体が、この制度に基づく認証を行うためには、「マンション管理適正化推進計画」の策定が必要となりますが、大府市はすでに、改正法施行から半年後の令和4年10月に策定済みとなっています。同計画策定にあたり、市内の実情把握のために参照した県の調査(令和3年度実施)では、**市内に所在するマンション(85棟)のうち、**

**管理組合が設置されていない、あるいは、無回答により状況が不明のマンションが数多くあることが明らかになっています。**

そこで宮下は、マンション管理適正化推進について取り上げた令和5年6月定例会一般質問で、**マンションの管理状況の定期的な届出を義務付け、必要に応じた助言、指導等を行うことで、管理の適正化を促進する「マンション管理適正化推進条例」の制定を提言しました。「継続的に調査、研究していく」との部長答弁から9か月、先の3月定例会に上程された条例案に対し、無所属クラブは、「空き家対策の施策と両輪で取り組むことで、市民の安心を含む住環境の調和にも寄与し、大府市の地域価値のさらなる向上につながる」と述べ、賛成しました。**

